



赤ちゃん訪問や健診に関する窓口・子育てやご家族の健康に関する相談などは子育て世代包括支援センターにてお受けしています。

<p>いるティーきっずふじさわ</p> <p>入間市健康福祉センター内 地域保健課</p> <p>☎ 04-2966-5513</p> <p>受付：月～土曜日 時間：午前8時30分～午後5時15分 (祝日、12月29日～1月3日除く)</p> <p>〒358-0013 入間市上籾沢 730-1</p> <p>妊娠・出産に関する講座、赤ちゃん訪問や健診、予防接種等に関する窓口です。保健師が家庭訪問等を行っています。お気軽にご相談ください。</p>	<p>いるティーきっずとよおか</p> <p>入間市役所2階 こども支援課</p> <p>☎ 04-2964-1111 (代表)</p> <p>受付：月～金曜日 時間：午前8時30分～午後5時15分 (祝日、12月29日～1月3日除く)</p> <p>〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1</p> <p>子育てに関する必要な情報提供、支援につなぐための窓口です。助産師が、毎週月曜日に在席していますので、お気軽にお寄りください。</p>
---	---



訪問型産前・産後ケア事業 について



出産後に、自宅に戻っても手伝ってくれる人がいない、お産や育児の疲れて体調がよくない、赤ちゃんのお世話や生活リズムがわからない、授乳がうまくいかないなど、出産後の育児等に支援が必要な方を対象に助産師がご家庭を訪問してケアを行います。



入間市子育て世代包括支援センター

いるティーきっず とよおか(入間市役所 こども支援課) ☎2964-1111

内線 2341・2342

利用対象者

以下のすべてに当てはまる**産後4カ月未満**（お子さんが満4か月になる前日まで）の母親と赤ちゃん

- ・入間市在住であること。
- ・お母さんが育児不安又は心身の不調があること。
- ・家族等から、十分な援助が受けられないこと。
- ・母子ともに医療行為が必要でない方



利用日時・回数

- ・利用日：月曜日から金曜日 ※土、日、祝日、年末年始応相談
- ・利用時間：午前8時30分～午後5時00分
- ・利用回数：1回の妊娠出産につき**7回**を限度とします。
1日1回以内とし、1回**2時間以内**とします。

内容

市が委託した助産師がご家庭を訪問し、産前・産後ケアを提供します。

- ・産前ケア：心身のケア、生活面の指導、妊婦相談等のサービス
- ・産後ケア：乳房ケア、育児相談、育児指導等のサービス

※産前・産後ヘルパー派遣事業ではありませんので、買物・掃除・洗濯等の家事はいたしません。家事等の手伝いが必要なときは、その他のサービスをご案内いたします。

利用料金（自己負担額）

- ・1回につき3,000円（公費負担7,000円）
※非課税世帯の方は、自己負担半額（前年度の非課税証明書が必要）
※生活保護世帯の方は、自己負担なし（被保護証明書が必要）
※キャンセルにつきましては、前日（土日祝日、年末年始は含みません）の午後5時15分までに市役所こども支援課に連絡してください。それ以降のキャンセル及び無断キャンセルをされますとキャンセル料（1回あたりの利用料金）をいただきます。

利用方法 利用するにあたっては事前申請が必要です。

①相談

対象者に該当する方で、利用のご希望がある方は、子育て世代包括支援センターにご相談ください。



②申請

利用が適当と認められた方は、利用希望日の2週間前までに市役所こども支援課に利用登録申請書を提出してください。
持ち物：母子健康手帳と印鑑

③承認

市役所こども支援課から利用登録決定通知を送付します。

④利用調整

市役所こども支援課と利用希望日の調整を行います。

⑤委託事業者へ依頼

利用前に委託事業者より利用者へ確認の連絡をします。

⑥支援の実施

支援が終わりましたら、委託事業者にその都度、利用料を現金でお支払いください。